

# 卓球台を小学生に収納させる際の 教師の責任

## 「収納中の折り畳み式卓球台転倒事故」

(大阪高裁、平成9年11月27日判決 損害賠償請求事件、判時1636号63頁)

小学校の課内クラブ活動として卓球を練習した後、小学校4年生の児童4名が、内折式卓球台を収納するため折り畳んでいたところ、これが倒れ、児童の1人が下敷きとなり傷害を受けた。

一審判決は、卓球クラブの指導教諭らには、児童らが本件卓球台を収納する際、かならず立ち会いの上、指導監督する義務はないとして請求を棄却したが、本件判決は、教師の過失を認めて、一審判決を破棄し、市に対し約3,570万円の損害賠償を命じた。

### 1. 事件はどのようにして起こったのか

卓球台の下敷きになった児童は、身長約146センチメートル、体重約33キログラムであり一緒に卓球台を収納していた3名の児童もほぼ同程度の体格であった。

本件卓球台は、長さ137センチメートル、幅152.5センチメートル、厚さ3センチメートルの木製天板2枚が中央合わせ目においてスチール製ヒンジ2箇所によって、板面上面を内側にして折り畳まれ(別図、ABとCDの部分を持ち上げると、OPの部分折り曲がる。)、直径6センチメートルのゴム製キャスター付のスチール製脚4脚によって直立する構造であり、重量は102キログラムである。

直立した状態の本件卓球台の計測値は、高さが床面から155センチメートル、キャスターの間隔はキャスターの向きによって異なり、相対する板面間において最長60センチメートル、最小48センチメートルである。本件事故後、本件卓球台のメーカーは、キャスターの間隔を広げ、より安定性を増すように仕様を変更した。

卓球台製造会社は、内折式の卓球台を取り扱う際の注意事項を記載した取扱説明書を作成し、卓球台の天板裏に貼付するなどしている。この取扱説明書には、「卓球台は大きく重たいので移動設置収納の作業は、児童生徒などお子さまだけに任せないでください。」などと記載されていた。しかし、本件卓球台には、右取扱説明書は貼付されておらず、「開閉はかならず2人で行うこと。」等を記載した簡単な注意書きが貼付されているのみであった。

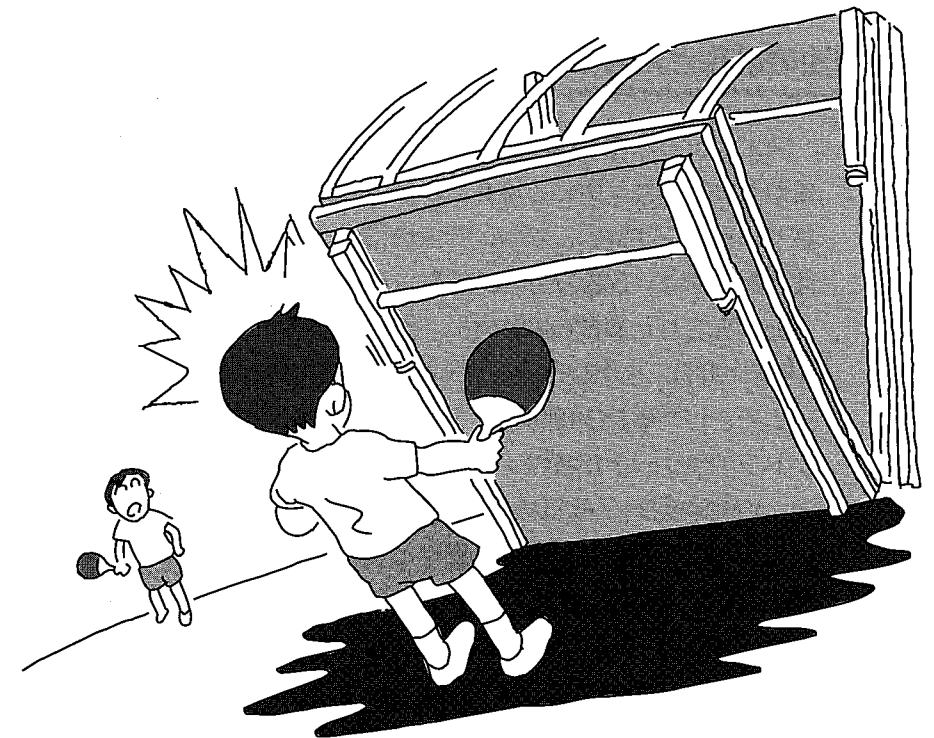
4人の児童は、それぞれ別図ABCDの位置で天板を持ち上げて卓球台を畳みだした

が、左右のバランスがとれず、途中でキャスターがCD側に動きだし、CD側の児童がこれを止めようとしたか、あるいは、押し戻そうとした。すでに天板は、児童らの目線の高さを超えていたので、AB側の児童は、天板の上部を強く押し続けたため、AB側のキャスターが浮き上がり、CD側のキャスターがAB側に滑るなどして、本件卓球台は急激にバランスを失いCD側に転倒し、児童の一人が下敷きとなり負傷した。

### 2. 裁判所はこの事故をどのように判断したか

一審判決(京都地裁平成8年1月26日判決、判例地方自治154号47頁)は、

- ①本件卓球台は、容易に倒れる可能性のない安定したものである。
- ②本件卓球台が倒れた原因として原告らが異常な行動をとった可能性あるいはキャスターの回転が止まり、反対側から勢いよく押す力と倒れる側の引く力が合わさった場合などの条件が重なった可能性を否定することはできない。
- ③指導教諭らが、学年の初めの授業時間を利用して、小学校四年生の男子児童らに対し、卓球台を収納する際の一般的な注意事項を確認し、数回の収納の練習や、収納後の反省、キャスターに乗るなど危ない行為をした児童に対する注意を与え、児童らに設置・収納方法を習得させることによって、必要な安全義務を果たしたといえることができ、右注意義務を超えて、一方のキャスターが止まり反対側の天板の上部を勢いよく押す力と倒れる側の天板の上部を手前に引く力が合わさるなどの条件が



重なって、卓球台が倒れるような場合を想定して、小学校四年生の男子児童らが卓球台を収納する際に、かならず立ち会いの上、安全に収納するように指導・監督する義務まで負うものではない。

と判示して、指導教諭の過失を否定した。

控訴審判決である本件判決は、小学校4年生程度の体格の児童が、本件卓球台を操作する場合には、

- ①収納途中で天板の端が目線を超えるため、反対側の児童の動きが見えなくなるため、片方の児童が一方向的に天板の上部を強く押すことは起こりがちである。
- ②背が低いため、天板の端を持ち上げるのではなく、天板の裏側や棧を押すことになる。
- ③卓球台が内折れしていく機構がよく理解できないまま、キャスターを押し戻そうとする可能性もある。

との事実認定の下に、「本件卓球台は、背が低く非力な児童にとってかなり大きく扱いにくいものであり、その開閉や収納及び移動などを児童のみに行わせることは、それなりに、危険を伴うものと言うことができる。現に、メーカーは、収納作業は児童だけにまかせないよう取扱上の注意を促しているのである。したがって、これを児童に取り扱わせるにあたっては、児童のみに任せきりにすることなく、予め、取扱説明書や実地の操作実験などによりその危険性を種々の角度から十分検討して認識した上で、安全な指導と管理の元に行い、事故の発生を防止するために必要な措置を講ずべき注意義務があったというべきである。」と判示した。

### 3. 本判決の解説と問題点の整理

スポーツでは様々な用具を使用し、これらの安全性が問われる事件も多い。本来の使用方法で事故が生じる場合は、安全性に欠ける用具を製造した者が製造物責任ないし工作物責任を負い、かつ、安全性に欠ける用具を使用した指導者も責任を負うのは当然である。5歳の幼児が固定されていないまま放置されていたブランコを使用して転倒死亡した事故(仙台地裁、昭和42年4月28日・下級裁判所民事裁判例集18巻4号499頁)、小学校5年生の児童が移動式運梯で飛行機飛びをしたところ雲梯が転倒して死亡した事故(京都地裁、昭和47年11月30日・判例時報704号77頁)、バトミントンのラケットが抜けて飛び出し、受傷した事故(神戸地裁、昭和53年8月30日判決・判例時報917号103頁)などがある。

しかし、本来の使用方法と異なる状況下で事故が生じた場合については、責任の有無について判断が分かれている。サッカーゴールを移動中にその下敷きになったり(鹿児島地裁、平成8年1月26日・判例タイムズ916号)、サッカーやハンドボールのゴールにぶら下がって遊んでいてゴールが転倒してその下敷きになる事故(千葉地裁

木更津支部、平成7年9月26日・判例時報1559号、福岡地裁、昭和60年6月30日・岐阜地裁昭和54年2月28日判決)、箒を使ってのホッケー遊び中に箒の先端部がはずれて失明した事故(東京高裁、平成5年8月31日・判例タイムズ848号)、幼児がテニスの審判台によじ登ったところ転倒した事故(最高裁、平成5年3月30日判決・判時1500号161頁)などについて先例がある。

これらの事案で判断されるのは、製造者ないし管理者が、事故が生じた使用方法を予想できたか否かである。使用対象者の体力、体格、判断能力に照らして、本来の使用方法でない使用、あるいは、使用対象者以外の者が使用することが予測可能な範囲であるか否かである。

本件においては、メーカー自身が大人が使用することを前提として安全性を確保しているに過ぎず、児童に使用させる場合は、その体格、体力、年齢に照らして危険性があるとの判断がなされた。一審判決と結論を異にしたのは、本件判決では、卓球台を折り畳む際に、これが転倒するメカニズムについて詳細に検討し、転倒の危険性を認めたとところにある。

別図

